

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月8日
【四半期会計期間】	第85期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	東京応化工業株式会社
【英訳名】	TOKYO OHKA KOGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 阿久津 郁夫
【本店の所在の場所】	川崎市中原区中丸子150番地
【電話番号】	川崎 044（435）3000（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 深澤 仁
【最寄りの連絡場所】	川崎市中原区中丸子150番地
【電話番号】	川崎 044（435）3000（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 深澤 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第84期 第1四半期連結 累計期間	第85期 第1四半期連結 累計期間	第84期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	18,832	20,732	75,269
経常利益 (百万円)	2,907	3,482	12,269
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,886	2,475	7,549
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,672	1,722	13,050
純資産額 (百万円)	130,156	140,609	139,962
総資産額 (百万円)	146,359	156,501	155,859
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	42.13	55.22	168.54
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	42.12	55.14	168.41
自己資本比率 (%)	87.2	87.6	87.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当企業集団(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当企業集団（当社および当社の関係会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日～平成26年6月30日）における世界経済は、中国経済の成長速度は緩やかなものの、米国では景気が回復しており、ユーロ圏においても景気の持ち直しが続くなど、総じて回復の動きが見られました。また、日本経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が見られるものの、企業業績の回復を背景に雇用・所得環境は緩やかに改善が見られるなど、景気回復基調が続きました。

このような情勢の下、当企業集団は、3カ年の中期計画「tok中期計画2015」の達成に向け、諸施策を推進してまいりました。材料事業では、スマートフォンやタブレット端末の堅調な需要に支えられ、売上は前年同期を上回りました。また、装置事業におきましては、売上は前年同期を上回ったものの、三次元実装市場の立上りの遅れから、設備投資先送りの影響を受け、受注は低調に推移いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は207億32百万円（前年同期比10.1%増）、営業利益は35億91百万円（同38.5%増）、経常利益は34億82百万円（同19.8%増）、四半期純利益は24億75百万円（同31.2%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

材料事業

エレクトロニクス機能材料部門は、半導体用フォトレジストは、アジア・北米地域向けを中心に最先端製品の出荷数量の増加が見られたことから、当四半期の売上は前年同期を上回り好調に推移しましたが、液晶ディスプレイ用フォトレジストでは、高精細ディスプレイ向け製品および汎用製品ともに需要環境の変化から、売上は低調となり、当部門の売上高は116億4百万円（同2.3%増）となりました。

高純度化学薬品部門におきましては、アジア地域における需要拡大を背景に売上は好調に推移し、当部門の売上高は78億12百万円（同19.1%増）となりました。

この結果、材料事業の売上高は195億6百万円（同8.5%増）、営業利益は43億54百万円（同24.0%増）となりました。

（単位：百万円）

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減額	増減率
売上高	17,984	19,506	1,522	8.5%
営業利益	3,511	4,354	843	24.0%

装置事業

シリコン貫通電極形成システム「ゼロニュートン」および液晶パネル製造装置等の出荷済み製品の検収が進んだ結果、売上は前年同期を上回りましたが、三次元実装市場の立ち上がり遅延の影響により、受注は低調に推移いたしました。

この結果、装置事業の売上高は12億31百万円（同41.8%増）、営業利益は18百万円（前年同期は営業損失1億88百万円）となりました。

（単位：百万円）

	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減額	増減率
売上高	868	1,231	362	41.8%
営業利益または 営業損失()	188	18	207	-

なお、セグメント間の取引につきましては、相殺消去しておりません。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、1,565億1百万円で、前連結会計年度末に比べ6億42百万円増加いたしました。

流動資産につきましては13億98百万円減少いたしました。これは売上高の増加により受取手形及び売掛金が7億13百万円増加したものの、たな卸資産が10億9百万円、配当金の支払や法人税等の支払により現金及び預金が5億99百万円、繰延税金資産の減少等により流動資産のその他が5億7百万円、それぞれ減少したことが主な要因であります。

固定資産につきましては20億41百万円増加いたしました。これは企業年金制度の一部変更に伴う処理等により退職給付に係る資産が10億82百万円増加し、設備投資等により有形固定資産が9億85百万円増加したことが主な要因であります。

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、158億92百万円で、前連結会計年度末に比べ4百万円減少いたしました。これは設備未払金の増加等による流動負債のその他が9億15百万円、支払手形及び買掛金が8億14百万円、長期未払金の増加等による固定負債のその他が2億37百万円それぞれ増加したものの、未払法人税等が11億74百万円、賞与支給による取り崩しで賞与引当金が7億99百万円減少したことが主な要因であります。

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は、1,406億9百万円で、前連結会計年度末に比べ6億46百万円増加いたしました。これは配当金の支払12億60百万円や、為替換算調整勘定の変動等でその他の包括利益累計額が7億35百万円減少したものの、四半期純利益24億75百万円の確保があったことが主な要因であります。

この結果、当第1四半期連結会計期間末の自己資本比率は87.6%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当企業集団の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

一方、当社の企業価値の源泉であるステークホルダーとの関係や事業特性を十分に理解することなく、当社株式等の大規模な買付行為を行った後の当社の経営方針の安易な変更やいわゆる焦土化経営等により、ステークホルダーとの良好な関係が破壊され、新技術や技術資源が流出することは、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することとなります。これにつながる当該買付行為を行い、または行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

こうした考えの下、当社取締役会は、当該買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために、当該買付行為を行い、または行おうとする者と交渉を行うことなどを可能にする仕組みを設け、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合等には、法令および当社定款の許容する限度において相当と判断した対抗措置をとることが、株主の皆様から負託された当社取締役会としての責務であると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(イ) 企業価値向上への取組み

当社は、当社株主共同の利益および当社企業価値の持続的な確保・向上を図るため、景気変動や市況変化に影響されない安定した収益構造への転換を図る一方で、人材、設備、研究開発等への投資および他企業との積極的な事業提携等、経営資源を効果的に投入し、既存事業領域の深耕・拡大を図るとともに、新規事業領域の早期立上げを推進することにより、企業力の強化と持続的な収益力の向上につながる取組みを進めております。

(ロ) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、創業以来の経営理念の下に掲げた「高付加価値製品による感動（満足できる性能、コスト、品質）を通じて、世界で信頼される企業グループを目指す。」という経営ビジョンを実現することが、株主の皆様をはじめ、多くのステークホルダーに共通する利益の実現ならびに企業価値の向上につながるものと確信しており、この経営ビジョンの実現に向けて、経営の透明性、健全性ならびに意思決定の迅速化等による効率性の確保を目的としたコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと位置づけております。

こうした考えの下、当社は、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮する一方、独立性を有する社外取締役の選任や執行役員制度の導入により経営監督機能の強化や意思決定の迅速化を図るほか、株主総会における議決権行使の円滑化に向けた取組みやコンプライアンス対応、リスク管理対応をはじめとする内部統制システムの充実に向けた取組みを進めるなど、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針が決定されることや、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することにつながる当社株式等の大規模な買付行為を防止し、当該買付行為が行われる際に、株主の皆様が応じるか否かについて適切に判断できるようにするため、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「買収防衛策」といいます。）を導入しております。

買収防衛策におきましては、当該買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が当該買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に当該買付行為が開始されるという大規模買付ルールを定めております。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに則り必要かつ十分な情報を受領した場合には、その内容を吟味し、当社取締役会としての見解を適時・適切に開示し、買付提案の受入れまたは代替案の提示等、その見解に基づく対応をとることといたします。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、一定の対抗措置をとることができそうですが、その発動にあたりましては、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の勧告を最大限尊重するなど、判断の公平さを担保するための手続きを経る仕組みを設けております。

上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

(イ) 上記 の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記 の取組みは、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させるために実施しておりますので、基本方針に沿うものであり、かつ、当社株主共同の利益を毀損するものではないと考えております。また、コーポレート・ガバナンスの強化により取締役の経営責任の明確化等を図っていることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ロ) 上記 の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記 の取組みは、以下の理由により、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を毀損するものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

買収防衛策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の目的をもって継続されたものであること

買収防衛策は、当社株式等の大規模な買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保・向上させるという目的をもって継続されたものであります。なお、買収防衛策の継続につきましては、平成24年6月27日開催の第82回定時株主総会においてご承認いただいております。

株主意思を重視するものであること

買収防衛策は、第82回定時株主総会においてご承認いただいたうえで継続されたものであります。また、その後の当社株主総会において変更または廃止の決議がなされた場合には、買収防衛策は当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、買収防衛策の継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

独立性の高い社外者の判断を重視し、その判断の概要について情報開示を行うこと

当社は、買収防衛策の導入にあたり、当社株式等の大規模な買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない社外者の中から選任された委員で構成され、当社取締役会は、その判断に際して特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時・適切に情報開示を行うこととし、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するよう買収防衛策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

合理的かつ客観的な発動要件を設定していること

買収防衛策は、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと

買収防衛策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、買収防衛策は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、買収防衛策の継続、買収防衛策に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様が意思が反映できることとしているため、買収防衛策は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、16億4百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当企業集団の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	197,000,000
計	197,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月8日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	46,600,000	46,600,000	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式で、単元株 式数は100株でありま す。
計	46,600,000	46,600,000		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日		46,600,000		14,640		15,207

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,597,400		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 44,977,600	449,776	同上
単元未満株式	普通株式 25,000		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	46,600,000		
総株主の議決権		449,776	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式86株を含めております。

2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口・75500口）が所有する当社株式179,000株につきましては、完全議決権株式（その他）に含めて表示しております。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東京応化工業株式会社	神奈川県川崎市中原区 中丸子150番地	1,597,400		1,597,400	3.43
計		1,597,400		1,597,400	3.43

(注) 上記のほか、連結財務諸表および財務諸表において自己株式として認識している株式179,000株あります。これは、平成26年3月31日現在において日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口・75500口）（以下、「信託口」といいます。）が所有している株式であり、会計処理上、当社と信託口は一体であると認識し、信託口が所有する株式を自己株式として計上していることによるものであります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）および第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	53,371	52,771
受取手形及び売掛金	16,623	17,337
商品及び製品	5,038	4,091
仕掛品	2,057	2,135
原材料及び貯蔵品	3,350	3,209
その他	2,961	2,453
貸倒引当金	154	150
流動資産合計	83,247	81,849
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	15,528	15,520
その他(純額)	29,048	30,041
有形固定資産合計	44,577	45,562
無形固定資産	649	688
投資その他の資産		
長期預金	18,000	18,000
退職給付に係る資産	896	1,978
その他	8,806	8,740
貸倒引当金	318	317
投資その他の資産合計	27,384	28,401
固定資産合計	72,611	74,652
資産合計	155,859	156,501

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,744	6,558
未払法人税等	1,988	814
賞与引当金	1,633	833
その他	5,011	5,927
流動負債合計	14,377	14,133
固定負債		
退職給付に係る負債	93	96
その他	1,424	1,662
固定負債合計	1,518	1,758
負債合計	15,896	15,892
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,640	14,640
資本剰余金	15,207	15,207
利益剰余金	103,162	104,510
自己株式	3,280	3,242
株主資本合計	129,730	131,116
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,406	2,627
為替換算調整勘定	2,936	2,191
退職給付に係る調整累計額	1,380	1,168
その他の包括利益累計額合計	6,723	5,987
新株予約権	83	96
少数株主持分	3,425	3,408
純資産合計	139,962	140,609
負債純資産合計	155,859	156,501

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
売上高	18,832	20,732
売上原価	11,771	12,450
売上総利益	7,061	8,282
販売費及び一般管理費	1 4,467	1 4,690
営業利益	2,593	3,591
営業外収益		
受取利息	63	20
受取配当金	71	69
為替差益	218	-
その他	120	51
営業外収益合計	474	141
営業外費用		
為替差損	-	251
租税公課	154	-
その他	6	0
営業外費用合計	160	251
経常利益	2,907	3,482
特別利益		
退職給付制度改定益	-	622
その他	-	0
特別利益合計	-	622
特別損失		
減損損失	14	-
固定資産除却損	9	20
特別損失合計	23	20
税金等調整前四半期純利益	2,883	4,084
法人税、住民税及び事業税	555	676
法人税等調整額	358	816
法人税等合計	914	1,492
少数株主損益調整前四半期純利益	1,968	2,591
少数株主利益	81	116
四半期純利益	1,886	2,475

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,968	2,591
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	346	221
為替換算調整勘定	1,340	857
退職給付に係る調整額	-	211
持分法適用会社に対する持分相当額	17	21
その他の包括利益合計	1,704	868
四半期包括利益	3,672	1,722
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,437	1,739
少数株主に係る四半期包括利益	234	17

【注記事項】

(会計方針の変更)

1. (退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に削減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る資産が200百万円増加し、利益剰余金が129百万円増加しております。また、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

2. (従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を当第1四半期連結会計期間より適用しておりますが、同実務対応報告第20項に基づき、適用初年度の期首より前に締結された当社「従業員持株ESOP信託」に係る会計処理については、同実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続しております。

なお、これによる当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。

(追加情報)

1. (確定拠出年金制度への移行)

当社は、平成26年4月1日に企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。本移行に伴う退職給付債務の減少による622百万円の特別利益を当第1四半期連結累計期間に計上いたしました。

2. (従業員持株ESOP信託)

当社は、平成24年1月11日開催の取締役会決議により、当社の今後の成長を支える従業員の福利厚生制度を拡充するとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより従業員の勤労意欲・経営参画意識を高め、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」(以下、「本プラン」といいます。)を導入いたしました。

(1) 取引の概要

本プランでは、当社が「東京応化社員持株会」(以下、「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「本信託」といいます。)を設定し、本信託は5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

当社株式の取得・処分については、当社と本信託は一体であるとする会計処理をしております。

従って、本信託が所有する当社株式を含む資産および負債ならびに損益については連結貸借対照表および連結損益計算書に含めて計上しております。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前連結会計年度346百万円、当第1四半期連結会計期間308百万円で、株主資本において自己株式として計上しております。また、当該株式の期末株式数は、前連結会計年度179千株、当第1四半期連結会計期間159千株、期中平均株式数は、前第1四半期連結会計期間236千株、当第1四半期連結会計期間174千株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
保管・運送費	440百万円	473百万円
給料手当	1,074	1,186
賞与引当金繰入額	345	391
研究用消耗品費	482	456
減価償却費	277	377

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	606百万円	740百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,080	24	平成25年 3月31日	平成25年 6月27日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,260	28	平成26年 3月31日	平成26年 6月27日	利益剰余金

(注)配当金の総額には、従業員持株ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	材料事業	装置事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	17,983	848	18,832	-	18,832
セグメント間の内部 売上高または振替高	0	20	20	20	-
計	17,984	868	18,852	20	18,832
セグメント利益または 損失()	3,511	188	3,322	729	2,593

(注)1. セグメント利益または損失()の調整額 729百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 729百万円が含まれており、これは主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益または損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	材料事業	装置事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	19,506	1,225	20,732	-	20,732
セグメント間の内部 売上高または振替高	-	5	5	5	-
計	19,506	1,231	20,737	5	20,732
セグメント利益	4,354	18	4,373	781	3,591

(注)1. セグメント利益の調整額 781百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 781百万円が含まれており、これは主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	42.13円	55.22円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,886	2,475
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,886	2,475
普通株式の期中平均株式数(千株)	44,766	44,828
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	42.12円	55.14円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	15	64
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 「従業員持株ESOP信託口」が保有する当社株式を、「1株当たり四半期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前第1四半期連結累計期間236千株、当第1四半期連結累計期間174千株)。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月7日

東京応化工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 海 林 雅 人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京応化工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京応化工業株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。